

**令和6年度
会津若松市会計年度任用職員（補助員）
中央保育所労務補助員（調理員）
選考試験受験案内**

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期中で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和7年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

1 申込受付期間：随時

受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

【選考について】

- ・ 募集期間中であっても、応募があった場合、その都度、選考を行います。
- ・ 面接日はご希望を確認の上、設定します。
- ・ 選考の結果、採用予定人数に達した場合は、その時点で募集を終了します。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	職務内容	勤務時間	採用予定人数
労務補助員 （調理員）	給食業務に従事します。	週5日 1日7時間勤務	1名程度

(2) 任期

採用の日から令和7年3月31日まで

※採用日の目安として採用の決定から1ヶ月後程度を予定していますが、ご希望に沿い適宜対応いたします。

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格のいずれかに該当する者

ア 管理栄養士、栄養士又は調理師資格を有する者又は採用までに取得する見込の者

イ 保育所等で給食業務に従事した経験がある者

ウ 保育所給食業務に従事する意欲がある者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	調理員として必要な職務や経験等の有無についての審査
面接試験	調理員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	面接後10日以内に郵送または電話で合否を通知します。
面接試験	随時 会津若松市中央保育所 (会津若松市花春町2番1号)	

6 受験申込方法

ハローワークを通してご連絡の上、「受験申込書」に必要事項を記入し、紹介状とあわせて会津若松市役所健康福祉部こども保育課に提出してください。後日、面接日程等をお知らせします。

7 合格者の採用

採用日の目安として、採用の決定から1ヶ月後程度を予定していますが、ご希望に沿

い適宜対応いたします。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。

8 報酬

1月あたりに支給される目安額 149,205円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 任期中の昇給はありません。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

9 勤務場所・勤務時間・休暇等

- (1) 勤務場所は、中央保育所（会津若松市花春町2番1号）です。
- (2) 勤務時間は、以下の表の勤務区分の中で定まります。
- (3) 休憩時間は、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間です。
- (4) 週休日は、日曜日及び4週間ごとの期間につき市長が定める4日です。
- (5) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
- (6) 条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の適用があります。
- (7) 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

勤務の区分	勤務時間	
月曜日から 土曜日まで	第1勤務	午前7時45分から午後3時45分まで
	第2勤務	午前8時から午後4時まで
	第3勤務	午前8時15分から午後4時15分まで
	第4勤務	午前8時30分から午後4時30分まで
	第5勤務	午前9時から午後5時まで
	第6勤務	午前9時15分から午後5時15分まで

10 その他

- (1) この試験で、労務補助員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部こども保育課に問い合わせてください。

会津若松市役所健康福祉部こども保育課保育グループ
(栄町第二庁舎)

〒 965-0871 会津若松市栄町 5 番 17 号

TEL 0242 (39) 1239

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>